

締約国に関する情報
I D

インドネシア

附属書 B 1
I D

一般情報

国内官庁の名称 Directorate General of Intellectual Property (Indonesia)
(知的所有権総局 (インドネシア))

所在地及び郵便のあて名 Jl. H.R. Rasuna Said Kav. 8-9, Jakarta Selatan 12940,
Indonesia

電話番号 (62-21)5790 5611 (特許), 5790 5619 (事務局)
電子メール patent.administration@gmail.com
インターネット www.dgip.go.id

PCT規則92.4の規定により書類を受理
する方法 受理しない

郵政当局以外の配達サービスを利用した
場合に亡失又は遅延があったとき書類を
発送したことの証拠を受理するか?
(PCT規則82.1) 受理する。ただし、CV Titipan Kilat, DHL, Elteha,
Federal Express 又はUPSの配達サービスを条件とする。

インドネシアの国民及び居住者のための
管轄受理官庁 出願人の選択により知的所有権総局 (インドネシア)
又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)

インドネシアが指定 (又は選択) されて
いる場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 知的所有権総局 (インドネシア) (国内段階参照)

インドネシアを選択できるか? できる (PCT第II章に拘束)

PCTに基づき取得可能な保護の種類 特許

国際型調査に関するインドネシアの規定 なし

国際公開に基づく仮保護 なし

インドネシアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

インドネシアが指定 (又は選択) されて
いる場合に発明者の氏名 (名称) 及びあ
て名を提示しなければならない時期 願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT
第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件を満たして
いない場合、管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満た
すよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関
する特別の規定が設けられているか? あり (附属書L参照)